

# 源順の詩序一首

——『文選』受容の一例——

後藤 昭雄

一

平安朝、特にその中期にあつて、『文選』は文人たちにどのように受け容れられていたか、あるいはさほど受容されることはなかったのか。そのことを考えてみたい。

本稿では、源順（九一一—九八三）が書いた詩序を例にする。取り上げるのは『本朝文粹』（卷十）所収の<sup>(1)</sup>307「暮春、上州大王の池亭に陪りて、同じく「水を渡りて落花来たる」を賦す。各おの一字を分かつ。教に応ふ」である。訓読文は論述の便宜のために区切り、番号を付す。

古人有言、曰、天下良辰美景、賞心樂事、此四者難并。窃見大王今日之遊宴、可謂七者相并矣。何則三月和暖、百花乱飛。是所謂良辰美景也。賓友畢會、笙歌相隨。是所謂賞心樂事也。若世多忌諱、則人少詩興。而今聖主膺籙以來、雉有越裳之獻、白馬無胡人之牧南。所謂仁威共行、文武不墮地之秋也。与前三并者五矣。復雖有良宴嘉會、而座無其人、詩境寂寞。大王以与翰林兩晋学士、通家、人中得龍、席上多珍。与四五并者六矣。復雖得其人、而若不遊勝地、則似無風月之媒。今大王所遊者、本是寬平太上所遊也。花隔一代而再發其榮、水逢二主以重澄其色。与五六并者七矣。況復花隨風落、葩渡水來。初混彼東林之霞、後殘此西岸之雪。過三月浦兮漫入、卷簾誰待一葦之輕、抃春波兮斜飛、張袖亦迎雜蕊之脆。於是花月鮮明、盃盤狼藉、客皆酩酊。或耳語曰、昔吳王好劍客、百姓多癩瘡、今大王好風客、群賢多會合。人情之美惡、彰于各所好、於斯見矣。但有好學無益者。前泉州刺史順也。一生貧而樂道、徒繼原憲之前蹤、九年沈於散班、空添稽含之左鬢。对曉鏡以有恥、腐秋毫以無詞云爾。

(1) 古人言へること有り、曰く、「天下の良辰、美景、賞心、樂事、此の四者は并せ難し」と。窃かに大王の今日の遊宴を見るに、七者相并せたりと謂ふべし。何となれば則ち三月和暖にして、百花乱れ飛ぶ。是れ所謂良辰美景なり。賓友畢く會し、笙歌相隨ふ。是れ所謂賞心樂事なり。

(2) 若し世に忌諱多ければ、則ち人詩興少なし。而るに今聖主膺たりて以來、雉は越裳の白を獻すること有り、馬は胡人の南に牧すること無し。所謂仁威共に行はれ、文武地に墮ちざる秋なり。前の四と并すれば五

なり。

(3) また良宴嘉会有りと雖も、而れども座に其の人無ければ、詩境寂寞たり。大王は翰林兩菅学士と通家なるを以て、人中に龍を得て、席上には珍多し。前の五と并すれば六なり。

(4) また其の人を得たりと雖も、而れども若し勝地に遊ばざれば、則ち風月の媒無きに似たり。今大王の遊ぶ所は本是れ寛平の太上の遊びたまひし所なり。花は一代を隔てて再び其の榮を發く。水は二主に逢ひて以て重ねて其の色を澄ましむ。前の六と并すれば七なり。

(5) 沉んやまた、花は風に随ひて落ち、葩は水を渡りて來たる。初めは彼の東林の霞に混じりて、後には此の西岸の雪を残す。月浦を過ぎて漫りに入る、簾を巻きて誰か一葦の輕きを待たんや。春波を払ひて斜めに飛ぶ、袖を張りてまた雜蕊の脆きを迎ふ。

(6) 是に於いて、花月鮮明にして、盃盤狼藉たり。客は皆酩酊す。惑るひと耳語して曰く、「昔、吳王劍客を好みて、百姓に癩瘡多し。今、大王風客を好みて、群賢多く会合す。人情の美惡、各おの好む所に彰はるること、斯に見る」と。

(7) 但し、学を好みて益無き者有り。前の泉州刺史順なり。一生貧にして道を楽しみ、徒らに原憲の前蹤に繼ぐ。九年散班に沈んで、空しく替含の左鬢を添ふ。晚鏡に對ひて以て恥有り、秋毫を腐して以て詞無しと爾云ふ。まず表題について。

詩宴の主宰者となつた「上州大王」は誰か、またそれを導くこととして、詩宴が行われたのはいつかということについては、以前に考証したことがあるので、やや長い引用になるが、旧稿をそのまま引く。

この詩宴の行われた年時を明らかにする手懸かりを右の文章の中に求めると、「前泉州刺史順也。……。九年散班に沈む」の言葉がある。すなわち順は和泉守の官を解かれてのち九年間、散位に置かれたままであるというのである。これを『三十六人歌仙伝』に記す順の官歴と引き合わせてみると、それは天元二年（九七九）のこととなる。

源順。……康保四年正月任「和泉守」。……天元二年正月能登守。<sup>三三</sup>

なお『歌仙伝』では天元二年正月に能登守に任ぜられたと記されており、先の推定と矛盾することとなるが、二年が三年の誤りであることは、『本朝文粹』巻六の順自身の「申「伊賀伊勢等守」状」から明らかである。この奏状は天元三年正月二十三日の日付をもち、「散位、従五位上源朝臣順」と署す。

従って詩題にいう「上州大王」は、天元二年時における上野太守または上総太守である。これに当たる親王として、『天祚礼祀職掌録』に、安和二年（九六九）九月二十三日の円融天皇の即位の儀式における、侍従の左右それぞれの筆頭に記される上総太守致平親王と上野太守盛明親王がある。さらにそのいずれであるかを決めるのは、詩序の「大王、翰林両菅学士と通家」の文字である。「上州大王」は二人の文章博士菅原某と縁戚関係にあるというわけであるが、致平、盛明両親王のうち、盛明親王は菅原在躬の女を妻としている。すなわち『尊卑分脈』に、盛明親王の子則忠に「母菅原在躬女」の注記がある。これによって、「上州大王」は盛明親王と比定される。そうして「翰林両菅学士」とは、在躬の子輔正と、文時との二人である。その証左となるものは、輔正については、『公卿補任』正暦三年条の輔正の尻付の「天禄元八五文章博士」の記事と、「代々浴殿読書役」（『大日本史料』第一篇之十七、天元三年六月一日条所引）の「一条院<sup>天元三年六月</sup>

月<sup>二</sup>日從四位上左中弁東宮學士兼文章博士菅輔正」の記録、文時については、『本朝文粹』卷六所収の、天元三年正月五日の日付のある「申<sup>三</sup>從三位」状」である。この奏状に「文章博士勞二十五年」の一文がある。それぞれの資料から、天元二年時において、文章博士は菅原氏の文時・輔正の二人に占められていたことが明らかとなる。

以上を要するに、上野太守盛明親王は、天元二月三月、自邸に文時・輔正・順等多くの人々を招き詩宴を催したのである。

盛明親王は村上天皇の第十五皇子。初め臣籍に下って源氏となり、大藏卿の官に在ったが、康保四年（九六七）六月二十二日、親王に復し（『日本紀略』）、上野太守に任ぜられた。

本文について、最少限必要な説明を加えておこう。

(1)の「天下の良辰、美景、賞心、樂事、此の四者は并せ難し」という古人の言とは、謝靈運の詩序（『文選』卷三十一）にある一文であるが、後に改めて詳しく見る。

(2)、「聖主」は、前述のようにこの詩序は天元二年の作であるから、円融天皇である。その天皇が位に即いて以来、「雉は越裳の白を獻すること有り」というが、「越裳」は周の時代、中国の南に在った国で、今のベトナムに当たり、その国から白い雉<sup>きじ</sup>が獻上された。『後漢書』卷八十六、南蛮伝に「交阯の南に越裳国有り。周公撰に居ること六年、礼を制<sup>つく</sup>り樂を作りて天下和平なり。越裳三象を以て訳を重ねて白雉を獻ず」とある。また「馬は胡人の南に牧すること無し」は賈誼の「過秦論」（『文選』卷五十一）に「蒙恬をして北のかた長城を築いて蕃籬

を守らしむ。匈奴を却くること七百余里、胡人敢へて南下して馬を牧せず、士敢へて弓を彎まいて怨みに報いず」とあるのを踏まえる。辺境の地からは瑞祥が献上され、外国が領土を犯すことはないというのである。次の文にいう「仁と威」が共に行われた結果である。

(3)、「大王は翰林西晋学士と通家」については、先に「上州大王」とは誰かを明らかにする際に、その論拠とした。すなわち盛明親王の妻は文章博士菅原輔正の姉妹である。ただし、もう一人の文章博士である菅原文時と親王とがどのような縁戚関係にあるのかは未詳である。

(4)、「寛平の太上」は宇多上皇で、盛明親王には祖父に当たる。詩宴が行われる親王のこの池亭は祖父上皇の曾遊の地であるという。そうした所縁のある場所だというが、その邸宅は具体的には分からない。

(5)、「一葦」は小舟をいう。

(6)、「呉王劍客を好みて、百姓に癩瘡多し」は『後漢書』卷二十四、馬廖伝に引く「伝」のなかの語で、君主の気まぐれが民衆を苦しめることになるという。

(7)、「原憲」は孔子の弟子で、清貧で知られた。「畚含」は晋の人で『晋書』(卷八十九)に伝がある。ここはその「白首賦」の序に、「余、年二十七、始めて白髪有りて左鬢に生ず」とあるのを踏まえる。

## 二

詩序は古人の言の引用を以て書き起こしているが、先に触れたように、それは『文選』所収の謝靈運の詩序中

の一文である。「魏の太子の鄴中の集いの詩に擬す八首」の序であるが、この八首の詩は擬詩である。「擬」とはまねる、似せるということで、先行の詩の形式と内容を模しつつ、自己の思いを詠むもので、一つの方法として定着、流布し、『文選』においては「雜擬」の類題のもとにそれら擬詩を選録する。卷三十・三十一。

この詩の「魏の太子」とは曹丕すなわち文帝である。「鄴中の集い」の鄴は魏の都。『初学記』卷十、皇太子の条の事対「西池 東閣」の注に引く「魏文帝集」に「太子為りし時、北園及び東閣の講堂にて、並びに詩を賦す。王粲、劉楨、阮瑀、応瑒等に命じて同（とも）に作らしむ」とあるのが「鄴中の集い」の詩であると考えられている。

詩そして詩序は宋の謝靈運（三八五―四三三）の作であるが、魏の曹丕（一八七―二二六）の立場で、すなわち曹丕（みづから）に擬えて詠まれている。

その詩序に次のようにいう。

建安の末、余、時に鄴宮に在り。朝に遊び夕べに讌（うたげ）し、飲愉の極を究む。天下の良辰、美景、賞心、樂事、四つの者は并せ難し。今昆弟友朋、二三の諸彦、共に之（これ）を尽くせり。

建安は後漢のいよいよ終り、献帝の年号である。一九六―二一九年。二二〇年に曹丕は献帝を廢して魏を立てることになる。良い時節と美しい風景、また、自分の心を知ってくれる友人（3）と楽しいことども、これらを併せ享受することはなかなか難しいことであるが、私は弟や友人たちともども、この四つを十分に堪能することができたという。弟とはかの曹植である。八首の最後に「平原侯植」の詩がある。また友人とは王粲、劉楨らである。

源順の詩序は謝靈運の詩序のこの記述を基礎として踏まえている。改めて順の序を見ていこう。

第1段落から第4段落までは、これに基づいて、さらに展開させている。

第1段落。今日の「上州大王」の主宰する遊宴は古人のいう四者どころか七者をも相并せているという。

まずは、三月という穏やかな季節と乱れ散る花々、これは「良辰・美景」であり、会する賓客友人と奏される音楽、これはとりも直さず「賞心・樂事」にはかなならない。ここにすでに「四者」が備わっている。

以下、五、六、七を数え上げていく。

第2段落。今は聖帝の御代であり、仁と威とが併び行われていて、「文武地に堕ちざる秋」と称してよい。「文武地に堕ちず」は『論語』子張の「文武の道、未だ地に墜ちず」をわずかに言い換えたものである。要するに、時を得ているといえる。これが五つ目である。

第3段落。すばらしい詩宴が開かれたとしても、その場にふさわしい人材が得られなければ寂しいものとなってしまう。しかし、今日は主宰者の皇子が二人の文章博士と縁戚にあるということで、すぐれた儒家が多く参加している。すなわち人を得ているといえる。これが六つ目である。

第4段落。人を得たとしても、景色に優れた場所でなければ詩興をかき立てられることはないのであるが、この池亭は皇子の祖父君である宇多上皇曾遊の地という由緒ある第邸であり、花も水も再びの光榮に浴したのであ

る。つまり場を得たといいうる。これが七つ目である。

以上を要するに、今日の詩宴は、謝靈運の序にいう四者に合わせて、優れた時と人と場という三つをも兼有している。つまり七者を相并せているということができるのである。

このように述べる。

なお、論述の便宜のために四つの小段落に分けたが、本来はここまでが第一段落である。ついでに言えば、第一節に掲げた本文（訓読文）で、(5)(6)としたのが第二段落、(7)が第三段落となり、この詩序は三つに分かれる。

順は措辞においても『文選』の用語を撰取している。このことはすでに柿村重松『本朝文粹註釈』に指摘があり、それを借用するのであるが、この詩序が結構のみならず、表現のうえでも『文選』に拠っていることを併せておこう。

第2段落。「聖主籙に膺たりて」、天皇が位に即いたことをいうが、張衡の「東京賦」（卷一）の「高祖籙に膺たりて図を受け、天に順ひ誅を行ふ」に拠る。「馬は胡人の南に牧すること無し」は賈誼の「過秦論」（卷五十一）の「胡人敢へて南下して馬を牧せず」に拠ること、第一節に述べた。

第3段落。「良宴嘉会有り」と雖も」の「良宴嘉会」は「古詩十九首（その四）」（卷二十九）に「今日の良宴会、歡樂具さには陳べ難し」、また陸機の「大將軍の讌会に命ぜられて作る詩」（卷二十）に「王は華堂に在りて、式て嘉会を宴す」とあるのをを用いる。

第4段落の「勝地」、王巾の「頭陀寺碑文」（卷五十九）に「頭陀寺は沙門釈慧宗の立つる所なり。南は則ち……、北は則ち……、西のかた城邑を眺むれば百雉紆余なり。東のかた平阜を望めば千里超忽たり。信まことに楚都の

勝地なり」とある。

このような表現上の受容、その語彙の使用は、大きく捉えての第二・三段落には見られない。このことは、翻つて第一段落がその結構と併せて措辞においても、『文選』を規範としていることを示すものである。

上述のように、第一段落(1)―(4)は謝靈運の序の引用を出発点として、それを展開させるかたちで叙述がなされており、順の詩序の前半の構成は謝靈運の序に拠っている。そうしてそれは、表層的な措辞のレベルに止まらず、基本的な骨組みとして用いられている。

順がこのような方法を取ったのには十分な意図があつてのことである。それは順の詩序が親王の主宰する詩宴の序として書かれたものだからである。第二節で検討したように、謝靈運の詩序は擬作であり、表現の上では魏の太子曹丕が行つた宴で作られた詩の序であつた。彼もこれも王が主宰する詩作の場における詩序である。順は両者の身分の類似性に着目したのである。

順は盛明親王の池亭で催された詩宴の序を書くに当たつて、同じ王である(ただしこちらは太子であるが)曹丕が側近の詩人たちと共に詠んだ詩会の序の叙述に着目し、これを序の構成の基点に置いたということである。

そうして、曹丕が催した詩会が「良心、美景、賞心、樂事」の四者を相い并せるものであつた、というのに対して、盛明親王主宰のそれは四者に止まらず、さらに時と人と場の三者をも加え、七者を兼具するものであつたという。曹丕主宰の詩作の場を凌駕するものであるというのである。この詩宴がいかにすばらしいものであるかを述べようとするものに他ならない。

この叙述のかたちは詩序の方法として注目してよい。このことについて付言しておこう。

詩序の叙述の方法として、詩宴―広く言えば場、あるいは人、また物などを褒め称えるのに、中国の故事、先例を持ち出して、それと比較してこれの優秀さを言うのは、しばしば用いられるものであるが、その常套は、その中国の先例を貶めるといふ方法である。

同じ『本朝文粹』中の作品を例にとると、藤原惟成の「秋日、河原院に於いて同じく「山晴れて秋望多し」を賦す」詩序（巻八・228）に、次のような叙述がある。

彼の孔宣父の程子に逢へる、蔓草を路頭に歌ひしを咲ふべし。陳太丘の荀君に遇へる、誰か英華を風思に争ふと称せし。於戯、古人の希とする所、今日の会なるか。

この詩序は「藤十一大夫」が「門客」数人と共に河原院に遊んだ折に行われた詩宴の序である。この部分では、その詩会はめつたにありえない、すばらしいものであると称えるのであるが、中国の二つの故事を用いて、このようにいう。

一つは、孔子が鄭に赴く途中、程本と出会い、天下の賢士にめぐり逢えたという思いを『詩経』鄭風の「野有蔓草」の詩に托して歌ったという故事（『孔子家語』致思）であるが、それを「咲ふべし」という。それもこの人びとの集まりに比べれば問題にはならないというのである。

後者は太丘県令の陳寔が一族を引きつれて荀淑父子の許を訪れた時、「五百里の賢人集まる」と称されたという逸話（『世説新語』德行注所引『統晋陽秋』）であるが、これを挙げて、しかし、その場で詩文が作られたという事は話に聞いていないという。つまり賢人が会した場ではあっても、風雅に欠けるというのである。

このように類似の中国の先例故事を持ち来たったうえで、その欠点をあげつらう、あるいは否定する。そうす

ること、相対的に今の詩宴の価値を高める。これが詩序の一般的方法である。この順の詩序はそうした類型を脱している。それをなしたのも、見たように、この詩序が謝靈運の序を基点に置いたものだからである。

## 四

順はこの詩序の執筆と同じ頃<sup>(4)</sup>、よく似た詩序を書いている。やはり『本朝文粹』に入る「七月三日、第七親王の読書閣に陪りて同じく「弓勢は月の初三」を賦す。教に応ふ」(巻八・204)である。「第七親王」は村上天皇の皇子、具平親王であるが、親王と彼に侍する側近の文人による少人数の詩作の場があった。その折の序である。訓読して引用する。

(一)先朝の第七親王の読書閣、去年以来、筆硯塵を生ぜり。匣中の水亀、冬氷を含みて従らに咽び、簾外の華鳥、春風を恨みて空しく帰る。人物相傷む、蓋し以有り。

(二)是に於いて、侍読の工部橘郎中正通、江州慶司馬保胤等、縦谷として進みて曰く、「昔、齊の黄門侍郎顔之推、言ふこと有りて曰く、「経書を誦すること、一月廢置すれば、便ち荒蕪す」と。誦読の間も、既に其れ此くの如し。況んや飛文奮藻、何ぞ該練せざらんや。我が王、誠に天才秀逸にして、風藻清繁なりと雖も、然れどもなほ、十二月に及ぶまで、久しく其の文を廢す。三百篇を味はふこと、恐らくは其の義を忘れたらん。頻りに燕弗を献じ、陳篇に継がしめん」と。

(三)大王曰く、「善し。当に何事をか賦すべき」と。正通等、また跪きて曰く、「初三夜の月、一張の弓に似たり。

兎影の細く懸かれるを望みて、烏号の高く挿まれたるかと思ふ。桂を生ぜずして纒かに魄を生ず。誰か疑ひを控弦の流れに断たん。柳を穿たずしてただ雲を穿つ、なほ心を射的の嶺に栖ましむ。満てりと雖も虧けたりと雖も、賞すべく翫ぶべきものなり」と。大王其の言に感じて賦し、老吏其の教に応へて序すと爾云ふ。

第一段落は、親王が長い間、詩の詠作を行っていないことをいう。

第二段落。二人の侍読―橘正通と慶滋保胤が、『顔氏家訓』にも「経書を読むことを一箇月怠るとだめになる」とあります。皇子は卓抜した詩文の才をお持ちですが、書を読むことでさえ、このようなのです。制作についてはなおさらのことです。どうか詩作を続けになるように」と進言する。

第三段落。親王は忠告を受け入れ、では何を題として詩を詠めばよからうかと助言を求め。そこで正通らは三日月を題材として詠むべきだと勧め、親王はそれに従って詩を賦す。

以上のような内容であるが、この詩序は『文選』（卷十三）所収の「月賦」の大きな影響のもとに作られている。<sup>(5)</sup>

「月賦」は宋の謝莊（四二一―四六六）の作であるが、仮構された作品である。賦の叙述のなかでは王粲（一七七―二一七）が賦したことになる。初めに述べられている制作に至る経緯は次のようなものである。

陳思王曹植（一九二―二三二）は詩文を通して親しく交わった応場、劉楨の二人を失い（二一七年没）、憂いの思いで為すこともなく過ぐすなかで、秋の日、山に登り、改めて亡き二人を傷む。そうして、天に懸かる月を見て、これを賦に詠むことを王粲に命じ、彼はそれに応えて賦を作る。

こういう体裁の作品である。すなわち実際の作者、謝莊からすれば、二百年ほど遡った曹植と昵近した詩人た

ちとの交友という場を仮りて、これに托して賦した作品ということになる。

順の詩序はこの「月賦」の結構、表現を踏まえている。

まず措辞については、傍線を付した「陳篇」「鬼影」「魄」「流」は「月賦」およびその李善注に拠ること、早く柿村重松『本朝文粹註釈』に指摘する。

それと共に、より重要なことは、詩序は「月賦」の基本的な枠組みを襲っていることである。

「月賦」の冒頭に「緑苔閣に生ひ、芳塵榭に凝つもる」とある。陳王が詩友を失つて悲しみに沈んでいるうちに、建物には苔が生え、高殿には塵も積もつたというのであるが、前引の詩序の傍線部Aの「筆硯塵を生ぜり」はこれを承けた表現である。共に主人である王が憂いに心を閉ざし、無為のうちに時間が流れることを表現している。

また賦では最後の部分になるが、陳王が帰還を促され、了承するところで「陳王曰く、善しと」という表現があるが、それを用いるのが詩序のB「大王曰く、善し」である。どちらも臣下の進言に対する応諾である。

さらに、陳王が王粲に賦を作るよう命じる場面、「仲宣あひま（王粲の字）跪きて称して曰く」という叙述があるが、それが詩序のC「正通等、また跪きて曰く」として用いられている。

以上の例は作品の枠組みに関わるものである。一は作品が形成されるに至る要因を象徴的に表現している。あとの二つは作品の構造に関わっている。「大王曰く、善し」また「正通等、また跪きて曰く」というような叙述がなされるのは、この詩序が王と近侍の文人との会話で構成され、その引用が大半を占めているという、この作品の詩序としての特異性と深く関わっているのであるが、それは「月賦」の構成に倣ったものなのである。

このように具平親王の読書閣における順の詩序は『文選』所収の「月賦」をその基本的枠組みとして受容した作品である。その点において、本論で取り上げた盛明親王の池亭における詩序と相似する。

本論の趣旨としてはこのことを述べればよい。ただし、両篇は他にも類似性を有している。それぞれに説いてきたことであるが、改めて整理しておこう。

まず直ちに看て取れることは、共に親王が主宰する（親王を中心とする）詩会において作られた作品であることである。

それが次のことを導く。

盛明親王池亭の詩序においては、順が典拠として選んだ『文選』の作品は、王（曹丕）を中心とする詩会の序である。具平親王読書閣の序もまた王（曹植）とその周囲に在った詩人の世界で作られた作品を典拠として用いている。曹丕と曹植は兄弟であり、周囲の詩人たちも王粲、劉楨、応瑒らであり、一致することになる。すなわち、順はそれぞれの親王邸における詩序を書くに当たって、曹丕、曹植を中心として形作られていた、いわゆる建安の文学の世界を想い描いていたということになる。

さらに、この建安の文学の世界は仮構されたものであったという点も一致する。盛明親王池亭の詩序において順が典拠とした詩序は擬作である。謝靈運が曹丕の立場に立って作ったものである。具平親王読書閣の詩序につ

いても同じである。典拠として用いられた「月賦」はいわば〈擬賦〉である。謝荘が建安の七子の一人、王粲に仮託して作った作品である。これはあるいは偶然の一致かもしれないが、興味深い一致である。

本論で読んだ盛明親王池亭における詩序は、先に論じた具平親王読書閣での詩序とともに、源順の作品における『文選』の受容を明示する例である。

## 注

- (1) 新日本古典文学大系本の作品番号。
- (2) 拙稿「『属文の王卿』——醍醐系皇親——」(『平安朝漢文学論考』、桜楓社、一九八一年。補訂版、勉誠出版、二〇〇五年)。
- (3) 謝靈運の詩文における「賞心」の語は、一般的な〈自然を賞でる心〉という意味ではなく、『文選』五臣注の李周翰の説に従って〈心にかなう友〉の意に解すべきこと、林田愼之助『六朝の文学 覚書』(創文社、二〇一〇年)第八章「謝靈運の「賞心」について」に説く。順も第(1)段落に「賓友畢く会し、笙歌相随ふ。是れ所謂賞心楽事なり」と述べており、同じように理解している。
- (4) この詩序は第一節所引の旧稿にいうように天元二年(九七九)の作。以下に述べる詩序は貞元二年(九七七)前後の作である。注5の拙稿参照。
- (5) 拙稿「平安朝における『文選』の受容——中期を中心に——」(『文学』隔月刊一〇卷三号、二〇〇九年)。